2　上記３件に共通する工期は、以下のとおりである。

工期　契約締結日の翌日から平成33年２月28日まで。

3　申請の時期

平成29年10月17日から平成29年11月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成29年11月27日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月17日から平成30年２月13日までの（行政機関の休日を除く）毎日９時15分から17時00分まで。　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。また、上記１に記載の複数の工事に係る特定ＪＶとしての資格を得ようとする場合は、資格を得ようとする工事毎に申請書を提出すること。その場合、下記⒝については、いずれか１件の申請書にのみ添付し、提出すること。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⒜　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記５⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

⒝　下記５⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年10月17日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

5　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

⒜　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⒝　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⒜の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⒞　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⒜の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⒟　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒠　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

⒜　特定ＪＶのすべての構成員は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネルで、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上、かつ、トンネルの施工延長が、それぞれ掘削1,000ｍ以上、覆工800m以上であること。

ただし、上記㋐は同一工事の実績であること。

同種工事の実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⒝　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

⒞　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

6　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記５⑴⒜の認定（上記５⑴⒜の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記３及び４により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記５⑴⒜の認定を受けていない構成員は、上記５⑴⒜の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記５⑴⒜の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記５⑴⒜の認定を受けていないとき又は上記５⑴⒜の一般競争参加資格がないとの認定（上記５⑴⒜の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

7　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。